

# 札幌ローンテニスクラブ会則

令和 5 年 2 月 12 日制定

(はじめに)

札幌ローンテニスクラブのテニスコートは、昭和 14 年、前年に設立された札幌テニス協会の尽力により、中島公園内に完成した 3 面のコートが始まりです。

札幌市は、市民のスポーツ振興を図るため、札幌テニス協会にコートの管理運営を特別に委託しました。その後は、毎年「コート管理の許可」を市に申請し、認可されてきた経緯があります。

このため、中島公園庭球場は「テニス競技の普及・市民の健康増進」という札幌市の意向を十分に尊重し、札幌市都市公園条例及び使用許可条件を遵守のうえ、札幌テニス協会が直接、管理運営をしていかなければなりません。

札幌ローンテニスクラブはこのような状況を理解のうえ、市民のテニス振興にも留意し、札幌テニス協会によるコートの管理運営に協力するとともに、この中島公園庭球場における「楽しいテニスライフ」を今後とも変わることなく紡ぎ、発展させていくことが求められています。

(名称)

第 1 条 本クラブは、札幌ローンテニスクラブと称し、英文表記は Sapporo Lawn Tennis Club (略称 SLTC) とする。

(目的)

第 2 条 札幌ローンテニスクラブは、中島公園庭球場におけるプレー環境の向上とテニスを介して会員相互の親睦を図り、もって市民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 札幌ローンテニスクラブは、中島公園庭球場でプレーを行う会員の統括団体として、札幌テニス協会に加盟する。

(管理運営)

第 4 条 中島公園庭球場のテニスコート及びクラブハウスなどの管理運営は、札幌市からその委嘱を受けた札幌テニス協会が行う。

2 札幌ローンテニスクラブは、札幌テニス協会による中島公園庭球場の管理運営に協力する。

(会員)

第 5 条 本クラブの会員は、「札幌ローンテニスクラブ 会員種別年会費及び使用方法(別紙)」に規定された「正会員、早朝会員、平日会員、休日会員、ナイター会員及び特別会員」とする。

(代表)

第6条 札幌ローンテニスクラブの代表は、札幌テニス協会会長とする。

(会員種別年会費及び使用方法)

第7条 札幌ローンテニスクラブの年会費及び使用方法は、「札幌ローンテニスクラブ 会員種別年会費及び使用方法 (別紙)」のとおりとする。

2 年会費は、中島公園庭球場の使用料として札幌テニス協会の収入に計上し、テニスコートの運営費等として運用する。

(使用者)

第8条 中島公園庭球場のコート使用者は、札幌ローンテニスクラブ会員のほか、中島公園庭球場ビジター使用者及び札幌テニス協会が大会等の事業で規定するコート使用者とする。

(順守事項)

第9条 中島公園庭球場の使用に関し遵守すべき事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 所定の場所以外において、飲食してはならない。
- (2) 札幌市の規定により、敷地内で喫煙してはならない。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又は、そのおそれのある行為をしてはならない。
- (4) コート使用に関する掲示板及び「エチケット・マナー集」の記載内容を理解のうえプレーをする。

(中島公園庭球場の運用)

第10条 中島公園庭球場の運用については、次の各号に従い「コート運営委員会」が行うものとする。

- (1) コート運営委員は、札幌テニス協会の専門委員とする。
- (2) コート運営委員は、札幌ローンテニスクラブ会員の立候補者並びにコート運営委員会及び札幌テニス協会から推薦された者を、選考委員会において選考し、会長が委嘱する。
- (3) 選考委員会は、札幌テニス協会会長、理事長及び副理事長から構成される。
- (4) コート運営委員会は、札幌テニス協会の各事業との連携を図るとともに、テニスコート等の使用に係る利便性の向上及び使用者相互の親睦を図るための活動を行う。

(意見交換会)

第11条 札幌ローンテニスクラブの会員は、札幌テニス協会が開催する「意見交換会」において、札幌テニス協会の事業、中島公園庭球場の運営等について、会長、理事長等の役員と協議を行い、意見を表明することができる。

2 会長は、会員との意見交換会における検討事項を「コート運営委員会担当役員」と協議を行い適切に対応する。

また、札幌テニス協会の事業に関する検討事項は、必要に応じて「コート運営委員会担当役員」が、札幌テニス協会の理事会に提案し協議を行う。

3 会長は、「協会だより」などを利用し、総会における協議結果を、札幌ローンテニス

クラブの会員に伝えるように努めなければならない。

(除名)

第 12 条 本クラブの会員が、本クラブ会則に違反するなど、会員として不相当と認められたときは、札幌テニス協会の理事会の決議に従い除名することができる。

2 除名手続きは、理事会の開催日の 10 日前までに、その会員に除名する旨を通知し、かつ、理事会において弁明する機会を与えるものとする。

この除名決議は、理事の半数以上が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

(事務局)

第 13 条 札幌ローンテニスクラブの事務等の業務を行う職員は、札幌テニス協会の職員が担当する。

(会則の変更)

第 14 条 本会則の変更は、札幌テニス協会理事会の決議を要する。

(委任)

第 15 条 この会則の実施に関し必要な事項は、札幌テニス協会会長が定める。

附 則 (令和 5 年 2 月 12 日制定)

この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。